

●香川県告示第225号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和7年11月18日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 解除に係る保安林の所在場所
東かがわ市水主4065番5、4066番6、4066番7、4066番9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため